

パンフェアを開催したい!

自動販売機を設置したい!

ウッドデッキを設置したい!

家庭菜園でできた野菜の産直市場を開きたい!

町内会や社会福祉協議会の皆さん!

バザーをやりたい!

お住いの近くの公園で

みんなで作った雑貨の販売会を開きたい!

にぎわいづくりしませんか?

公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業
(小さなエリアマネジメント)

街区公園等の利用に関する規制を一部緩和して
地域の主体的なまちづくり活動を支援します!!

1 制度の目的

- ◎住民主体のにぎわいづくり活動
の活性化
- ◎地域活動の財源確保
による地域コミュニティの活性化

2 できること

(規制緩和の内容)

◎ 物品販売等を主目的とする営利活動

例: バザー、産直市、グルメフェア etc.

◎ 自動販売機の設置※

例: 清涼飲料水の自動販売機

指定管理者制度の自主事業

◎ 公園改良の提案※

例: 芝生やウッドデッキの整備 etc.

○公園使用料・占用料を免除します!

※前年度中にお祭り等のにぎわいづくりイベント
(公園使用許可を伴うもの)の2回以上の実施が要件

3 お約束いただくこと

- ◎住民主体のまちづくり活動として
地域のにぎわいづくりのために
行うこと
- ◎本制度に基づく活動による
収益の全てを町内会等の活動費に
充てること
- ◎近隣・地域住民の同意を得ること

4 申請できる団体・場所

[団体] 町内会・自治会・連合町内会

地区社会福祉協議会 など

[場所] 町内会等の区域内にある街区公園

※その他の詳細な条件は裏面をご覧ください

相談・問合せ・申請先

各区役所地域起こし推進課・維持管理課
まずは地域起こし推進課へ

ご相談ください!

※制度の詳細はパンフレット・手引きを
ご覧ください。

詳しくはホームページへ! ⇒⇒⇒

広島市HP

広島市小さなエリアマネジメント

検索

<制度の内容(一覧表)>

	㊦営利イベントの実施	㊥自動販売機の設置	㊧公園改良	
制度の目的	住民主体のにぎわいづくりの活性化 地域活動の財源確保			
規制緩和の内容	物品販売等を主目的とする 営利活動の実施	自動販売機 (清涼飲料水) の設置	公園施設設置・管理許可 ※指定管理期間内に限る	
手続き	公園施設の使用許可	公園施設設置・管理許可	①公園施設設置・管理許可 ②指定管理者制度の事業計画変更	
使用料・占用料	免除			
制度活用 の条件	<ul style="list-style-type: none"> 本制度により町内会等が得る収益の全てを、申請者である町内会等の活動費に充てること 活動の一部に企業活動を含む場合や、近隣に音・におい・振動等の影響が発生しうる場合等は、近隣・地域住民の同意を得ていること 			
対象施設	街区公園、近隣公園、地区公園及び緑地			
申請要件	組織	町内会等 ①単位町内会・自治会 ②連合町内会又は地区社会福祉協議会 ③公益的活動を行うことを目的とし、かつ上記①②のいずれかの団体が構成員として加わる地域団体（例：まちづくり協議会）		
	維持管理実績	なし (※対象施設を管理していない町内会等も対象)	対象施設の 公園清掃等報奨金 制度利用団体 又は指定管理者 (申請者の構成団体が該当する場合も可)	対象施設の 指定管理者
	活動実績	なし	前年度中に、 にぎわいづくりイベントを2回以上実施している。	
手続き窓口	区地域 起こし 推進課	<ul style="list-style-type: none"> 申請への相談対応 申請要件の確認 副申書の発行等 		<ul style="list-style-type: none"> 指定管理に係る事業計画作成への相談対応 維持管理課と協議調整 副申書の発行等
	区維持 管理課	<ul style="list-style-type: none"> 公園使用許可、公園施設設置・管理許可等 		<ul style="list-style-type: none"> 公園施設設置管理許可、占有許可等 指定管理に係る各種手続き